

## ■ 4条1項11号

不服 2024-003624

### <本願商標>

「毎日塾」(標準文字)

第41類「芸芸・スポーツ又は知識の教授, セミナーの企画・運営又は開催, 電子出版物の提供, 図書及び記録の供覧, 図書の貸与, 書籍の制作, インターネットを利用して行う映像の提供, 映画の上映・制作又は配給, 教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。), 興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。)」

### <結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標: 「毎日」(標準文字)

第41類「芸芸・スポーツ又は知識の教授, セミナーの企画・運営又は開催, 電子出版物の提供, 映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営, 野球の興行の企画・運営又は開催, 興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。), ネガフィルムの貸与, ポジフィルムの貸与」及び第9類、第16類、第35類の指定商品及び指定役務

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「毎日塾」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさをもって、等しい間隔で、外観上まとまりよく一体的に表されているものである。

また、本願商標の構成文字に相応して生じる「マイニチジユク」の称呼は無理なく一連に称呼し得るというべきである。

そして、本願商標「毎日塾」の文字は、辞書等に載録されている既成の語ではなく、その指定役務との関係で直ちに特定の意味合いを想起させるともい難いから、造語として看取されるものであり、その構成中の「塾」の文字は、「勉学を教授する私設の学舎。」(「広辞苑第七版」株式会社岩波書店)の意味を有する語であるとしても、本願商標の上記構成、称呼からすれば、これに接する取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

したがって、本願商標は、その構成文字全体に相応して、「マイニチジユク」の称呼のみを生じ、構成全体として特定の意味合いを理解させるものではないから、特定の観念は生じないものである。

## (2) 引用商標について

引用商標は、「毎日」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して、「マイニチ」の称呼を生じ、「日ごと。ひび。にちにち。どの日も。」(前掲書)の観念を生じるものである。

## (3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とは、外観においては、構成文字の差異により、互いに異なる語を表してなると看取できるから、判別は容易である。

次に、称呼においては、本願商標から生じる「マイニチジユク」の称呼と、引用商標から生じる「マイニチ」の称呼とを比較すると、両称呼は、それぞれ構成音数及び構成音が相違し、両称呼は明瞭に聴別できるものである。

また、観念においては、本願商標は、特定の観念は生じないのに対し、引用商標は、「日ごと。ひび。にちにち。どの日も。」の観念を生じるものであり、両商標は、観念上、互いに紛れるおそれはないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても、互いに紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

## (4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似する商標ではないから、その指定役務について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

### 弁理士コメント

本願商標「**毎日塾**」と引用商標「**毎日**」は、外観、称呼及び觀念のいずれにおいても、互いに紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

本願商標の指定役務には、「**技芸・スポーツ又は知識の教授**」を含んでいます。よって、基本的・伝統的な商標類否判断の手法においては、本願商標を構成する「**塾**」の文字は、役務の内容や提供場所等を意味する語にすぎず、識別力が認められないとして、「**毎日**」の文字部分が要部であると考えられるのが一般的です。原審査においても、このように考えられた結果、両商標が類似すると判断されたものでしょう。

一方で、本審決では、本願商標「**毎日塾**」について、『その構成中の「**塾**」の文字は、「**勉学を教授する私設の学舎。**」の意味を有する語であるとしても、本願商標の上記構成、称呼からすれば、これに接する取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である』として、あくまで全体として一つの造語であると認定しています。その結果、両商標は非類似であると結論付けられました。

クリニックや医院名の商標の類否（たとえば、「**〇〇〇クリニック**」と「**〇〇〇**」の類否）が争われる事件では、本審決のような判断手法がなされることがよく見受けられますが、個人的に本事件についてはかなり微妙なケースではないかと思えます。

たとえば、近所にある「**〇〇塾**」を思い浮かべると、これが造語的な名称である場合は、「**〇〇**」だけで認識したり、呼んだりする場合もあるように思えます。一方で、「**〇〇**」が名字であるような場合（たとえば、「**佐々木塾**」）は、「**〇〇塾**」全体として認識したり、呼んだりするケースが多いように思えます。

本事件の「**毎日**」の場合は、これらのいずれのケースに近いといえるか、なかなか判断が難しいように思えます。

なお、近年の審決では、本事件とは若干事案が異なりますが、以前にご紹介したように、「**生涯現役オンライン塾**」と「**生涯現役**」が非類似と判断された事件（**不服 2022 -12081**）もあります。

（弁理士 永露 祥生）

< 2024年11月11日 >